林野火災注意報・警報の運用開始について



問 諏訪広域消防本部 予防課　☎21-5119（直通）

令和9年1月1日から5月31日まで林野火災の予防を目的とした「林野火災注意報・警報」の運用が始まります。

林野火災注意報・警報について

林野火災の予防上注意を要する気象状況になった際には、**「林野火災注意報」**を発令し、発令区域での火災予防条例に定める「火の使用の制限」について、**努力義務**を課すこととなります。
さらに、林野火災の予防上危険な気象状況になった際には、**「林野火災警報」**を発令し、発令区域での火災予防条例に定める「火の使用の制限」について、**義務**を課すこととなります。

発令基準について

林野火災注意報の発令基準

期間中において、以下の⑴又は⑵のいずれかの条件に該当し必要と認めたとき。
⑴ 前3日間の合計降水量が1㎜以下、かつ、前30日間の合計降水量が30㎜以下
⑵ 前3日間の合計降水量が1㎜以下、かつ、乾燥注意報が発表
※ただし、当日に降水が見込まれる場合や積雪がある場合は、この限りでない。

林野火災警報の発令基準

期間中において、林野火災注意報の発令基準に加え、強風注意報が発表され必要と認めたとき。

注意報・警報が発令された場合の規制について

火災予防条例第29条の規定により、以下のとおり**「火の使用の制限」**がかかります。



（1）山林、原野等において火入れをしないこと。
（2）煙火を消費しないこと。
（3）屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
（4）屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙しないこと。
（5）山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて広域連合長が指定した区域内において喫煙しないこと。
（6）残火（たばこの吸殻を含む）、取灰又は火粉を始末すること。

「火の使用の制限」（上記規制）に従わなかった場合ついて

林野火災注意報は、警報発令の前段階に位置付けられ、罰則の伴わない努力義務を課すものとなっております。
一方で、林野火災警報は、**「火の使用の制限」に違反した者に対して30万円以下の罰金又は拘留**に処することが消防法で定められています。
※注意報・警報の発令・解除の際は、防災行政無線、消防車両での巡回やホームページへの掲載等により広報します。

お知らせ –information–

たき火の届出制度について

火災予防条例の一部改正により、火災とまぎらわしい煙または火炎を発するおそれのある行為にたき火が含まれることが明記されました。たき火を行う場合は通年所定の様式による届出が必要になります。
※この届出は、火災と誤認して消防車が出動する等の混乱を避けるためのものであり、野焼きや焼却を許可するものではありませんのでご理解ください。